

令和5年7月 定例教育委員会

第3別館2階会議室

議事日程（令和5年7月28日 午前10時）

資料 1

第 10 回教育委員会議案第 31 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 5 年 7 月 28 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市朝倉公民館

| 候 補 者 | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|-------------|-----------------------|----------|--------------|
| | 越智 聰 | 社会教育の関係者 | 朝倉小学校P T A会長 |
| | 高瀬 美希 | 社会教育の関係者 | 朝倉中学校P T A代表 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 任 期 | 令和5年7月28日 ~ 令和7年2月23日 | | |

退 任 委 員

| 前 任 者 | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|-------------|--------|----------|--------------|
| | 眞鍋 奈津美 | 社会教育の関係者 | 朝倉小学校P T A代表 |
| | 池田 貴子 | 社会教育の関係者 | 朝倉中学校P T A代表 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で 定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学校教育及び社会教育の関係者

（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

資料 2

第 10 回教育委員会議案第 32 号

今治市吉海学習交流館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 5 年 7 月 28 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市吉海学習交流館

| 候 補 者 | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|-------------|-------|----------------------|----------|
| | 村上 保廣 | 学識経験のある者 | 吉海地区自治会長 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 任 期 | | 令和5年7月28日 ~ 令和6年6月2日 | |

退 任 委 員

| 前 任 者 | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|-------------|--------|----------|----------|
| | 矢野 日出男 | 学識経験のある者 | 吉海地区自治会長 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれその定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適當と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 担任する事項 | 構成の数の定限 | 任期 |
|--------------|-----------------|---|---------|----|
| 教育委員会 | 今治市吉海学習交流館運営審議会 | 吉海学習交流館の各種事業の企画、実施についての調査、審議及び意見の答申に関する事項 | 12人 | 2年 |

今治市吉海学習交流館運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから今治市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

資料 3

第 10 回教育委員会議案第 33 号

今治市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市青少年センター条例第 5 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 5 年 7 月 28 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
任期満了による

今治市青少年センター運営協議会委員 候補者名簿

| | 氏 名 | 区 分 | 備 考 |
|-------------|--------|--------------------|--|
| 候 補 者 | 長野 和幸 | 民間有志者の代表 | 今治市社会福祉協議会会长 |
| | 岡田 泰司 | 民間有志者の代表 | 今治市青少年補導委員会会长 |
| | 矢野 重典 | 警察の機関の代表 | 今治警察署生活安全課長 |
| | 田坂 勝彦 | 民間有志者の代表 | 今治地区防犯協会副会長 |
| | 吉野内 浩志 | 教育の機関の代表 | 今治地区高等学校等 生徒指導連絡協議会会长 今治工業高等学校校長 |
| | 山口 早苗 | 児童福祉の機関の代表 | 今治市民生児童委員協議会 主任児童委員部会部長 |
| | 谷川 勝美 | 民間有志者の代表 | 今治地区保護司会副会長 |
| | 森田 悅子 | 民間有志者の代表 | 今治市連合婦人会副会長 |
| | 長尾 正人 | 民間有志者の代表 | 今治市P T A連合会副会長 |
| | 藤原 信吾 | 教育の機関の代表 | 今治市小中学校長会代表 近見中学校長 |
| | 森 卓也 | 教育の機関の代表 | 東予教育事務所地域教育推進課 学校教育グループ指導主事 |
| | 木村 元彦 | 教育の機関の代表 | 今治市小中学校生徒指導主事会代表 立花中学校教諭 |
| | 月原 勉 | 民間有志者の代表 | 今治市青少年補導委員会副会長 |
| | 原田 道照 | 民間有志者の代表 | 今治市青少年補導委員会副会長 |
| | 丹下 信子 | 民間有志者の代表 | 公募委員 |
| 任 期 | | 令和5年8月1日～令和7年7月31日 | |

「参 照」

今治市青少年センター条例（抜すい）

(運営協議会)

第5条 センターの適正な運営を図るため、今治市青少年センター運営協議会を置く。

- 2 今治市青少年センター運営協議会の委員(以下この条において「委員」という。)は、20人以内をもって組織し、今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

今治市青少年センター条例施行規則（抜すい）

(運営協議会委員)

第5条 条例第5条第2項に規定する今治市青少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員は、警察、教育、児童福祉、労働等の機関及び民間有志者の代表等のうちから今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。